

本山町監査委員会 告示第 13 号

令和6年10月15日付け、6本監発第29号地方自治法第199条第2項の規定による行政監査における改善を要する事項に対し、令和6年11月19日付け6本総発第160号で添付のとおり当該措置として報告を受けたので地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

監査の結果の概要

事務処理に関し、重大な事故にもかかわらず独断で修繕費用の見積もりまで行い、上司への報告を約6ヶ月にも及ぶ期間怠った。また、事案が重大であるにもかかわらず起案書の提出も行うことなく、支出負担行為決議書兼支出命令書の摘要欄の未記載等、隠蔽との疑念を持たざる得ない事務処理を行っていたものであり、その責は非常に大きい。

会計年度任用職員（林業従事者）に対する、日報が全く存在しない、事故後の労働安全委員会への未報告等、労務・安全管理についても不規律と認められた。

改善を要すると認められる事項

報告義務違反、本山町職員服務規程第18条による事故報告違反、本山町文書事務取扱規定違反、労働安全衛生法の一部違反については嚴重注意とするとともに再発防止策の徹底、改善（日報・決裁）を要する。

本案件が担当課による重大な失当であるという認識の下、情報の共有を図り組織として再発防止策を講じられるよう求める。

令和6年11月20日

本山町代表監査委員

澤田和久

本山町監査委員

白石伸一

6本総発第160号
令和6年11月19日

本山町代表監査委員 澤田 和久 様
本山町監査委員 白石 伸一 様

本山町長 澤田 和 廣



行政監査結果報告書への回答

令和6年10月15日付で出された「行政監査結果報告書」の地方自治法第199条第2項行政監査における改善を要する事項について、下記のとおり措置を講じます。

記

1. 本山町職員服務規程第18条違反・本山町文書事務取扱規定第21条違反

庁議において全管理者に対し服務規程の遵守の徹底・重大な案件についての起案文書作成の徹底を図るとともに、それぞれの課員に対し本山町職員服務規程第18条及び本山町文書事務取扱規定第21条の徹底について指導するよう指示をした。

2. 労働安全衛生法の一部違反

- (1) 第28条の2に基づくリスクアセスメントとして作業計画書・位置図の作成、想定される危険作業の洗い出し、対処措置について担当主管課との情報共有。また、必要に応じ現地調査により危険性への対応を検討する。
- (2) 第59条に基づく労働安全教育についての事業者の講ずる措置として、県立林業大学校において実施する短期過程による技能講習とあわせ「走行集材機械運転業務特別教育」「伐採等機械運転業務特別教育」「簡易架線集材装置等運転業務特別教育」「機械集材装置運転業務特別教育」を必須科目とする。
- (3) 第71条の2の事業者の講ずる措置として安全水準の向上を図るために安全管理に関するルール「活動に関する決まり事」を明文化し、事業者としての安全対策の徹底を図る。

3. 日報等における決裁の改善

日報の様式を改め、ヒヤリハット・安全対策・決裁についての記載欄を設ける。

4. 情報共有と組織としての再発防止

庁議を通じ法令遵守の徹底を図るとともに、庁内職員情報ツールを通じ全職員に対し法令遵守の徹底を図った。